

八街市農業委員会長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、農業委員会行政の円滑な執行を図るため、八街市農業委員会長（以下「会長」という。）が八街市農業委員会（以下「農業委員会」という。）を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の一般的な支出基準を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 会長交際費を支出する際の基準は、別表のとおりとする。なお、該当する場合であっても支出の必要性を考慮し、その都度協議とするものとする。

(見直し)

第3条 会長交際費の項目、適用の範囲及び支出額については、社会状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

(雑則)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、令和元年12月10日から実施する。

別表第1（第2条）

項目	適用の範囲		支出額
1. 弔慰金	別表第2のとおり		別表第2のとおり
2. 会費・祝金	農業委員会に関わりのある団体等の行事等に参加する際に必要な会費、祝金		1. 原則5,000円から10,000円までとする。ただし、会費制の場合は会費額、近隣市等と調整が必要な場合は、調整した後の額とする。 2. 欠席の場合は、必要に応じて祝電対応する。
3. 見舞金	農業委員会と関係する官公署等の長、国・県・市等の議員（現職を含む）、行政委員会の委員、各種審議会等の委員、各種団体等の長等、農業行政に深く関わりのある者が、原則として7日以上入院または1ヶ月以上の自宅療養を要する場合の見舞金で特に必要と認められるもの。ただし、一般の公務員には支給しない。		1. 原則5,000円から10,000円までとする。
4. その他	ア. 接遇費	農業行政の運営上必要な懇談等に要する経費	社会通念上適当と認められる金額
	イ. 交際物品費	記念品、手土産代など	社会通念上適当と認められる金額
	ウ. 激励金	大会等に参加する個人又は団体への激励金で特に必要と認められたもの	社会通念上適当と認められる金額
	エ. その他	上記に属さないもので、会長が特に必要と認めたもの	社会通念上適当と認められる金額

別表第2（第2条）

弔慰金の支出額（香典の額）

区分		本人	配偶者	父母・子	備考
1	農業委員、農地利用最適化推進委員	10,000円	5,000円	5,000円	血族及び同居親族（1親等）
2	市長・副市長・教育長	5,000円	5,000円	5,000円	
3	市議会議員、地元選出県議会議員、地元選出国会議員	5,000円	5,000円	5,000円	八街市在住の議員とする。
4	近隣農業委員会会長	5,000円	5,000円	5,000円	原則として印旛管内の農業委員会会長とし、その他については、その都度協議とする。
5	公共的農業団体の長	5,000円	5,000円	5,000円	原則として市内の公共的農業団体とし、その他については、その都度協議とする。
6	特に市農業発展に寄与した者	5,000円	5,000円	5,000円	